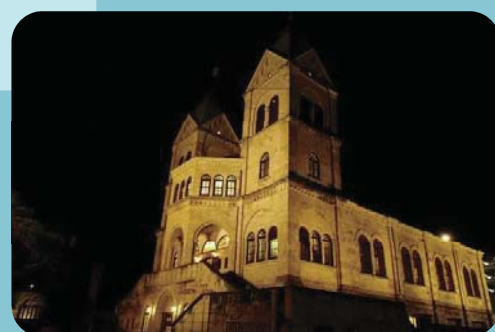


宇都宮市景観計画

2019 年 3 月改定

基準編



第1章 市全域の行為の制限

1 届出対象となる行為	1
2 行為の制限	2

第2章 景観形成重点地区等の行為の制限

1 景観形成重点地区	3
(1) 宇都宮駅東口地区	3
(2) 大通り地区	9
(3) 白沢地区	15
(4) 雀宮駅周辺地区	21
(5) 岡本駅周辺地区	26
(6) 大谷地区	31
(7) 鬼怒通り駅東地区	37
2 景観形成推進地区	43
(1) 中里原地区	43

第3章 景観重要公共施設

1 景観重要道路	47
(1) 宇都宮駅東口駅前広場，駅東口広場通り，東西自由通路，宇都宮芳賀ライト レール線	47
(2) 大通り	51

第4章 景観整備機構

(1) 一般社団法人 栃木県建築士会	54
(2) 特定非営利活動法人 大谷石研究会	55